

各国の感染者数及び人口100万人当たり感染者数

	イタリア		スペイン		ドイツ		フランス		米国	
	感染者数	人口100万人当たり感染者数	感染者数	人口100万人当たり感染者数	感染者数	人口100万人当たり感染者数	感染者数	人口100万人当たり感染者数	感染者数	人口100万人当たり感染者数
1月26日							3	0.046082949	2	0.00607718
2月7日					13	0.155688623	6	0.092165899	11	0.033424491
2月13日					16	0.191616766	11	0.168970814	13	0.039501671
2月17日					16	0.191616766	12	0.184331797	15	0.045578851
2月27日	400	6.601	12	0.256959315	23	0.275449102	18	0.276497696	59	0.179276816
2月28日	650	10.726	16	0.34261242	46	0.550898204	38	0.583717358	59	0.179276816
3月2日	1,694	27.954	73	1.563169165	131	1.568862275	130	1.996927803	69	0.209662716
3月6日	3,858	63.663	237	5.074946467	400	4.790419162	423	6.497695853	148	0.449711334
3月11日	10,149	167.475	1,622	34.73233405	1,296	15.52095808	1,784	27.40399386	843	2.561531449
3月13日	15,113	249.389	2,950	63.16916488	2,369	28.37125749	2,876	44.1781874	1,416	4.302643573
3月16日	24,747	408.366	7,753	166.0171306	4,838	57.94011976	5,423	83.30261137	3,147	9.562443026
3月17日	27,980	461.716	9,191	196.8094218	6,012	72	6,633	101.8894009	3,998	12.1482832
3月19日	35,713	589.323	13,716	293.7044968	8,198	98.17964072	9,134	140.3072197	7,858	23.87724096
3月23日	59,138	975.875	28,572	611.8201285	18,610	222.8742515	16,689	256.359447	32,148	97.68459435
3月27日	80,539	1329.026	56,188	1203.169165	36,508	437.2215569	29,155	447.8494624	81,543	247.7757521
4月3日	115,242	1901.683	110,238	2360.556745	73,522	880.502994	59,105	907.9109063	238,584	724.958979
4月7日	132,547	2187.244	135,032	2891.477516	95,391	1142.407186	74,390	1142.703533	361,245	1097.675479

	日本		韓国		中国	
	感染者数	人口100万人当たり感染者数	感染者数	人口100万人当たり感染者数	感染者数	人口100万人当たり感染者数
1月26日	4	0.031720856	3	0.05859375	1,975	1.377458502
2月7日	25	0.198255353	23	0.44921875	31,161	21.73315665
2月13日	28	0.222045995	28	0.546875	44,653	31.14311619
2月17日	59	0.467882633	29	0.56640625	70,548	49.20351513
2月27日	186	1.475019826	1,595	31.15234375	78,497	54.74752406
2月28日	210	1.665344964	2,022	39.4921875	78,824	54.97558934
3月2日	239	1.895321174	4,212	82.265625	80,026	55.81392105
3月6日	349	2.767644726	6,284	122.734375	80,552	56.18077835
3月11日	568	4.504361618	7,513	146.7382813	80,754	56.32166271
3月13日	675	5.352894528	7,979	155.8398438	80,813	56.36281211
3月16日	814	6.45519429	8,162	159.4140625	80,844	56.38443298
3月17日	829	6.574147502	8,320	162.5	80,881	56.41023853
3月19日	914	7.248215702	8,565	167.2851563	80,928	56.44301855
3月23日	1,089	8.636003172	8,961	175.0195313	81,093	56.55809736
3月27日	1,387	10.99920698	9,332	182.265625	81,340	56.73036686
4月3日	2,617	20.75337034	10,062	196.5234375	81,620	56.92565211
4月7日	3,906	30.97541634	10,331	201.7773438	81,740	57.00934579

(別紙)							
新型コロナウイルス感染症に関するPCR等検査体制の状況							
				自治体名			
1. 検査需要							
				最大（ピーク時）			
検査需要の見通し							(件/日)
2. 相談体制の状況							
相談センターの電話回線数（人口10万人当たり）							(本)
相談センターの電話応答率							(%)
相談から検体採取までの目安となる日数							(日)
相談から結果判明までの目安となる日数							(日)
3. 検体採取の状況							
				現状	最大（ピーク時）		
帰国者接触者外来の検体採取対応力 [※]				(件/日)	(件/日)		
地域外来・検査センターの検体採取対応力 [※]				(件/日)	(件/日)		
※: 1レーンの対応数/時×レーン数×開設日の時間数×開設日数/週÷7日で算出する。							
4. 検査（分析）の状況							
				現状	最大（ピーク時 ^{※1} ）		
検査能力（合計）				(件/日)	(件/日)		
地方衛生研究所・保健所の検査能力				(件/日)	(件/日)		
民間検査機関の検査能力				(件/日)	(件/日)		
大学、医療機関等の検査能力				(件/日)	(件/日)		
※: 「最大（ピーク時）」は最大稼働した場合の数値を記載する。							
5. 対策							
相談体制							
検体採取							
検査							
※点検を通じて明らかになった課題とそれに対する対策を記載すること							

(照会事項)

本年に発出された新型コロナウイルス感染症に係る医療体制や検査体制の構築に関する行政通知（事務連絡等）について、その発出の根拠となる法律は何か。

- 新型コロナウイルス感染症についての医療体制や検査体制に関する事務連絡等は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく地方公共団体に対する技術的助言である。

(参考) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二百四十五条の四 各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2・3（略）

新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の 確保に関する法律案（仮称）骨子試案（未定稿）

1 目的

この法律は、今後生じ得る新型コロナウイルスの感染者の再度の急増に対応することができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制その他感染の拡大を防止するための体制（以下「検査の実施体制、医療の提供体制等」という。）を確保することが喫緊の課題となっていることに鑑み、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保に関し必要な事項を定めることにより、国民の生命及び健康を保護し、並びに今般新型コロナウイルス感染症により国民生活及び国民経済にもたらされた惨禍の再発の防止に資することを目的とすること。

2 国、地方公共団体等の責務

- (1) 国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等を早急に確保する責務を有すること。
- (2) 保健及び医療に関する関係機関及び関係団体は、国及び地方公共団体が講ずる新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保のための施策に協力するよう努めるものとする。

3 基本方針

- (1) 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- (2) 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ① 新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保に関する基本的な事項
 - ② 新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施件数の目標及びその達成の時期
 - ③ 新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施件数を増加させるための方策に関する事項〔検査に係る相談体制の整備、検体採取を行う機関の整備、新型コロナウイルス感染症に係る検査を迅速かつ効率的に行うことができる機器の活用等〕
 - ④ 想定される新型コロナウイルスの感染者の数を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る病床・宿泊療養施設の数の目標及びその達成の時期
 - ⑤ 新型コロナウイルス感染者の症状に応じた医療を提供する体制を確保するための方策に関する事項〔重点医療機関の設置、医療機関の連携協力体制の整備、宿泊療養施設の確保等〕

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に係る検査及び医療に従事する者並びに当該検査及び医療に必要な物資を円滑に確保するための方策に関する事項
 - ⑦ 新型コロナウイルスの感染経路及び感染状況を把握するための方策に関する事項〔保健所における体制の強化・ICTの活用等〕
 - ⑧ その他新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保に関し必要な事項
- (3) 厚生労働大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、必要に応じて、学識経験を有する者及び都道府県の意見を聴くものとする。
- (4) 厚生労働大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- (5) 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、基本方針の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

4 都道府県計画

- (1) 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保に関する計画を定めるものとする。
- (2) 都道府県は、厚生労働大臣に対して、定期的に、(1)の計画に基づく施策の実施状況を報告するものとする。

5 国の援助

国は、4(1)の計画に基づく施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

6 施策の実施状況の分析及び評価並びに国会への報告

- (1) 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保のために講ぜられた施策の実施状況について、随時、分析及び評価を行うものとする。
- (2) 厚生労働大臣は、定期的に、国会に、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保のために講ぜられた施策の実施状況及びこれについての(1)の評価の結果を報告するものとする。

7 見直し

政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の新型コロナウイルス感染症に関する特例の期限（令和3年1月31日）が到来する場合において、新型コロナウイルス感染症をめぐる内外の情勢の変化を勘案し、この法律の施行

の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいてこの法律の廃止を含めて見直しを行うものとする。

※ 以上のほか、災害派遣を実施する自衛隊における新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制及び医療の提供体制の確保に関する規定を設けるか。

【備考】

○ この法律は、厚生労働省の行政通知による取組に法律上の根拠を付与し、併せて政府からの国会報告を措置することにより、政府及び各地域の対策の着実な実施を確保するもの。

○ 新型インフルエンザ等特別措置法の政府行動計画・都道府県行動計画、感染症法の基本指針・予防計画は、平時において策定され、対象を新型コロナウイルス感染症に限っておらず、また、検査の実施体制・医療の提供体制等に関する具体的な事項は、これらの計画等において定めるべき事項としては法律上明記されていない。

新型インフルエンザ等特別措置法に基づき基本的対処方針に定めるべきとされている事項についても同様であり、また、同方針においては新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制や医療の提供体制の確保等に関して一定の事項が定められているが、当面の対処の方針を示すものである。

この法律は、

- ・ 検査の実施体制・医療の提供体制等に関する具体的な事項を、基本方針に定めるべき事項として法律上明確にしている。
- ・ 新型コロナウイルスの感染が発生している最中に、今後生じ得る感染者の再度の急増に対応するために定めるものである。

○ 基本方針の策定後であっても、地方自治法の規定（第263条の3第2項）により、全国知事会は、内閣に対し意見を申し出ることができる。

河井克行衆議院議員及び河井案里参議院議員に係る公職選挙法違反事件の着手について

東京地検及び広島地検は、標記事件について捜査中であるところ、令和2年6月18日、東京地検は、下記被疑者2名を逮捕した。

第1 被疑者

- | | | | |
|---|----|---------------------------|--------------------|
| 1 | 氏名 | 河井 克行 ^{かわい かつゆき} | (昭和38年3月11日生, 57歳) |
| | 職業 | 衆議院議員 | |
| 2 | 氏名 | 河井 案里 ^{かわい あんり} | (昭和48年9月23日生, 46歳) |
| | 職業 | 参議院議員 | |

第2 被疑事実の要旨

- 被疑者河井案里は、令和元年7月21日施行の第25回参議院議員通常選挙に際し、広島県選出議員選挙の立候補者として届け出たもの、被疑者河井克行は、被疑者河井案里の配偶者で、同選挙における被疑者河井案里の選挙運動者であるが
- 1 被疑者河井案里及び被疑者河井克行は、共謀の上、被疑者河井案里に当選を得しめる目的をもって、平成31年3月下旬頃から令和元年6月中旬頃までの間、Aほか4名に対し、被疑者河井案里への投票及び投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、その報酬として、5回にわたり、合計170万円を供与した。
 - 2 被疑者河井克行は、被疑者河井案里に当選を得しめる目的をもって、平成31年3月下旬頃から令和元年8月上旬頃までの間、Bほか90名に対し、被疑者河井案里への投票及び投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、又は投票取りまとめなどの選挙運動を依頼し、その報酬として、116回にわたり、合計約2400万円を供与した。

公職選挙法221条1項1号

ここでいう政党の得票総数とは、各政党の総選挙の小選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙並びに通常選挙の比例代表選出議員の選挙及び選挙区選出議員の選挙における得票総数とされているが（第二項）、具体的には、総選挙については前回の総選挙、通常選挙については前回及び前々回の通常選挙における得票総数をいうものである（助成法八③）。

（この法律の運用等）

第四条 国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその用途について制限してはならない。

2 政党は、政党交付金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとするとともに、国民の信頼にもとることのないように、政党交付金を適切に使用しなければならない。

（平六法二三・一部改正）

（参照条文）憲法二①、規正法一・二

【趣旨】

本条は、この法律の運用に係る基本的な考え方等について、規定している。

【解説】

一 議会制民主政治において、憲法の保障する結社の自由、言論の自由の上に、政党は、その政治活動を通じて、国民と政治とを結ぶ媒体として重要な機能を担っているものであり、この法の運用に当たっては、政党交付金の交付

に伴って政党の政治活動の自由がいささかでも阻害されることがないよう、これが最大限尊重されることが重要である。政党交付金の使用と政治活動とは密接な関係があることから、助成法は、国は、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその用途について制限してはならないものとしている（第一項）。これについては、第八次選挙制度審議会において、「政党に対する公的助成の用途は、制限しないものとする」との答申がなされている（平成二年七月二一日「参議院議員の選挙制度の改革及び政党に対する公的助成等についての答申」）。

二 しかしながら、一方で、政党交付金は国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることから、回答申にあるように、「政党は、その自覚と責任のもとにこれを適切な支出に充当し、いやしくも公的助成の趣旨にもとるとの批判を招くことのないようにすべき」ものであり、その旨が明文で規定されているものである（第二項）。

三 また、平成六年三月の助成法改正により、政党は、その責任を自覚し、その組織及び運営については民主的かつ公正なものとする旨についても、明文で規定されている（第二項）。この規定は、平成六年二月二四日、政治改革協議会の協議の結果、「各政党に対する政党交付金は、当該政党の前年収入額の三分の二を上限とし、前年収入額の算定に当たっては、政党交付金、借入金、重複計上分及び繰越金を除外する。上限の算定は、当該政党の政治資金規正法による収支報告に基づいて行われるので、その真実性、正当性を担保するため、政党は民主的かつ公正な組織、運営を行い、政党交付金を適切に使用しなければならない旨の規定を政党助成法に明記する」こととされたことを踏まえて、設けられたものである。なお、第一編において前述したように、政党交付金の上限を定める規定については既に廃止されている。

四 政党の組織の状況については第二章で解説する政党の届出により明らかにされ、政党交付金の使途の適否については第四章で解説する政党交付金の使途の報告を公表することにより、国民の監視と批判にまつこととされている。